

監査結果公表第18－26号

随時監査（工事監査）の結果に対する措置の通知の公表について

次のとおり監査結果に対する措置の通知がありましたので、地方自治法第199条第12項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成19年3月29日

八尾市監査委員	西 浦 昭 夫
同	北 山 諒 一
同	大 松 桂 右
同	田 中 裕 子

記

1 措置の通知

随時監査（工事監査）の結果に対する措置の通知

第2回工事監査

5次第65号配水管整備工事

平成19年3月15日付け八水第1625号

第3回工事監査

安中小学校校舎改造工事（第三期）

平成19年3月14日付け八建公第335号

2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市監査事務局

電話番号 072-924-3896（直通）

3 その他

措置の通知については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページで閲覧できます。

八水第 1 6 2 5 号
平成 19 年 3 月 15 日

八尾市監査委員	西 浦 昭 夫 様
同	北 山 諒 一 様
同	大 松 桂 右 様
同	田 中 裕 子 様

八尾市水道事業管理者 原 正 憲

監査の結果に対する措置の報告について

平成 18 年 12 月 5 日付け監査報告第 18-5 号の随時監査（工事監査）の結果に基づく措置を別紙のとおり講じましたので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により報告いたします。

随時監査（工事監査）の結果に基づく措置報告内容

水道局建設課

指摘事項	講じた措置又は経過の報告	
1 積算について 掘削土については、管回りの埋戻し材料を除き、市下水道工事で採用されているリサイクルセンターへ運搬し改良土として利用する方式の採用を進めることが望まれる。その際、価格設定については市他部局の設定単価と調整を図られたい。	措置状況	2. 措置予定 平成 18 年 11 月より他企業依頼工事を対象に改良土の利用を試行的に実施しており、その際の価格については本市土木部の価格を参考に決定しています。さらに、改良土利用に係る問題及び課題を整理した後、平成 19 年 4 月より全ての工事に対象を拡げて利用を進めていく予定です。
2 契約について 本工事では地元の祭り時期との関係から着工が遅れたため、契約工期が 12 月 29 日に変更される予定である。契約変更について、遅滞なく適正に処理されたい。	措置状況	1. 措置済（平成 18 年 10 月 30 日） 工期変更に係る契約変更については、適正に処理しました。
3 施工について ア) 施工計画書の施工管理計画内容に、施工の基本となる配管接合のためのトルクレンチの回転力や管と管とを接合する引張力等の基準値を明示しておくか、市の「水道管工事仕様書」に基づき管接合の施工を行う旨の記載を指導されたい。 また、仮設配管について施工配管図、管材の仕様、接続部材の詳細等を記載しておくことが望まれる。 イ) 仮設管について、市の積算ではステンレス管であったが、施工業者の申出にてポリエチレン管が採用されていた。基本的には問題はないが、発注図面に対し機能的な面で支障はないか確認しておかれたい。	措置状況	1. 措置済（平成 18 年 9 月 21 日） 施工計画書の施工管理計画内容に「水道管工事仕様書に基づき施工を行うものとする。」旨の記載及び仮設配管に関する施工図、仕様等詳細を記載した図書の添付について指示し、その旨確認しました。
	措置状況	1. 措置済（平成 18 年 9 月 20 日） 当該地域の配水水圧に対して問題はないものの、図面では他企業埋設物及び地形・断水等の関係から、弁栓類や曲がり部配管などの負荷のかかる部分が多く見受けられた。そのため、離脱防止金具及びフレキシブル継手を使用することにより十分な耐力が得られることから、機能的に支障はないものと確認しました。

指摘事項	講じた措置又は経過の報告	
3 施工について ウ) 施工業者から提出される配管日報に、当日施工した配管内容を平面図上に図示され、詳細配管図も一部示されてはいたが、出来るかぎり別途に記載することが望まれる。 エ) 水道配管材料の製作メーカーについては、材料ごとに数社を指定しているが、超特殊押輪については1社のみの指定となっていた。担当者から聞き取り調査を行ったところでは、他の1社が現在製作可能であるとのことであるので、品質等を調査した上で基本的には2社以上のメーカー指定を検討されたい。 オ) 工事写真について、施工位置がわかるよう位置図を添付されたい。 カ) 施工後にアスファルト舗装（仮復旧）がなされているが、段差が生じているところが見られたので補修が必要な箇所は補修を行うとともに、本復旧を早期に実施することが望まれる。 キ) 宅地内のメーターボックス周辺の仕上げ等の宅地内の施工等に関する了解につきましては、施工業者と宅地所有者等との間で行うことを原則としておりますが、今後、水道局と宅地所有者等との間で了解を得る必要のある場合に限り、書面により記録しておくことについて検討していきます。 ク) 本復旧の舗装工事が施工されるまでの期間において、道路面のレーンマークや路面文字等が不鮮明とならないよう、十分留意されたい。	措置状況	2. 措置予定
	施工業者から提出される工事日報に図示する配管内容について、今後、施工状況及び内容により平面配管図と詳細配管図を別途に記載するよう指導していきます。	
	措置状況	3. 検討中
	現在、他メーカーに対して品質及び機能調査報告書等の提出を求めている、その結果により、指定承認について検討していきます。	
	措置状況	1. 措置済（平成18年11月8日）
	工事写真について施工場所がわかるよう位置図を添付しました。	
	措置状況	1. 措置済（平成18年9月20日）
	段差が生じている仮復旧箇所について、即日、補修を行いました。また、本復旧につきましては管工事完了後、早期に実施しました。 （平成19年1月29日～2月16日施工）	
	措置状況	3. 検討中
	メーターボックス周辺の仕上げ等の宅地内の施工等に関する了解につきましては、施工業者と宅地所有者等との間で行うことを原則としておりますが、今後、水道局と宅地所有者等との間で了解を得る必要のある場合に限り、書面により記録しておくことについて検討していきます。	
	措置状況	1. 措置済（平成18年11月8日）
	本復旧の舗装工事が施工されるまでの期間において、道路面のレーンマークや路面文字等が不鮮明とならないよう留意するとともに、不鮮明な箇所について処置しました。 また、工事完了時には、当該内容及び箇所について再度点検を行いました。	

八 建 公 第 3 3 5 号
平成19年 3月14日

八尾市監査委員	西 浦 昭 夫 様
同	北 山 諒 一 様
同	大 松 桂 右 様
同	田 中 裕 子 様

八 尾 市 長 仲 村 晃 義

監査の結果に対する措置の通知について

標記の件について、平成19年3月5日付け監査報告第18－6号の、工事監査の結果に基づく措置を別紙のとおり講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により報告いたします。

随時監査(工事監査)の結果に対する措置の内容

建築都市部公共建築課

安中小学校校舎改造工事(第三期)

No.1

指摘事項	講じた措置又は経過の報告
計画・設計内容について 既存コンクリートのひび割れ及び剥離部分の補修については、事前の調査により数量が算出されていたが内装を撤去することにより発見される箇所もあり、実際には約 20%程度の増加となっていた。今後の同種の工事においては、前期及び本工事を参考としある程度の割り増し数量の当初設計への計上を検討することとも必要であると思われる。	措置状況 2.措置予定 今後、事前調査等を詳細に行い予測不能箇所の設計への割り増し数量等は、当初設計に反映させるよう努めます。
契約関係書類について 監理技術者届の資格表示が、「一級建築施工管理技士 (No.記載)」であった。正確には監理技術者証に記載された資格及びNo.を表示することが必要であるため再度提出させておかれたい。	措置状況 1.措置済(18年12月20日) 監理技術者証に記載の資格及びNo.を表示した届を再度提出させました。
施工について ア.既存校舎改造工事では、発生する騒音、振動対策として夏休み期間に集中して施工をする必要があることや、翌年の第3学期の授業期間中に供用を間に合わせる必要性もあり、段階的な工程の設定を行う必要がある。今度とも同種工事の工程には十分留意しておくことが望まれる。	措置状況 2.措置予定 週間工程表を持って学校と常に打ち合わせをしていますが、今後により密にして工程管理するように努めます。
イ. 施工計画書におけるコンクリート工事に関する施工内容で、「その他のコンクリート品質基準は土木学会のコンクリート標準示方書に基づく」等の記載があったが、本工事には適応しないので見直されたい。	措置状況 1.措置済 (18年12月25日) 施工計画書の訂正をさせ、確認しました。
ウ. 産業廃棄物処理に関する書類の内、最終処分を示すマニフェストE票のコピーで、最終処分業者の名称等の文字が薄く判別できないものが見られたので、再度点検しておかれたい。	措置状況 1.措置済(18年12月27日) マニフェストは7枚の複写になっており、最初のA票と最後のE票の内容確認を点検し適正であることを確認しました。

指摘事項	講じた措置又は経過の報告
エ. 工事写真について、モルタルの浮き部におけるボール樹脂注入について注入ピッチ（20 cm）を示すようにしておくことが望まれる。	措置状況 2.措置予定 今後、工事写真の注入ピッチ及び配筋ピッチ等においては、リボンテープ（測定尺）等で明瞭になるように努めます。
オ. 階段等の一部で塗装の剥離などが見られたので、竣工時までには再度点検を行って補修しておかれない。また、鉄骨ブレース部分の木製棚の仕上げも入念に行われたい。	措置状況 1.措置済（18年12月25日） 塗装については、仕上塗装をし、ブレース部分についてはプレート等で入念に仕上げをしました。
カ. 施工後のホルムアルデヒド等のシックハウスに関する環境調査については、1月初旬に所定の6種成分について測定を行うことになっているが、施工後、日数を経過していないこともあり、測定結果をよく確認しておくことが望まれる。	措置状況 1.措置済（19年1月12日） 室内空気汚染濃度を測定し許容濃度以下であることを確認しました。
キ. 本工事範囲と接している校舎（第二期工事）部分との境界は仮設の仕切り壁が設けているが、容易に出入りできる構造となっている。生徒の侵入はないと思われるが、常に閉鎖している状態にしておくよう留意されたい	措置状況 1.措置済（18年12月19日） 侵入出来ないように再度閉鎖しました。
ク. 本工事により第一期から実施してきた本事業が完了することになる。本工事の竣工に当たり、第一期及び第二期工事に関する供用後の点検を行うと共に学校の意向も確認し、問題が残らないよう点検しておくことが望まれる。	措置状況 2.措置予定(19年3月19日) 一期工事については、1年点検をすでに実施しており、今回19年3月19日に一期工事の2年目点検及び二期工事の1年目点検を実施予定です。